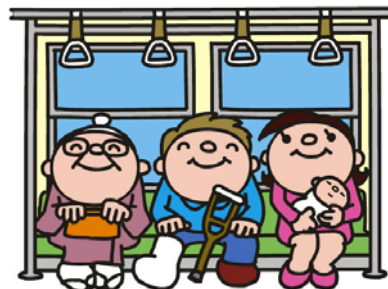


バリアフリーの推進に関する行政評価・監視 －交通バリアフリーを中心として－ ＜評価・監視結果に基づく勧告＞



「行政評価・監視」は、総務省が行う評価活動の一つで、行政の運営全般を対象として、主として合規性、適正性、能率性、有効性、効率性等の観点から評価を行い、行政運営の改善を推進するものです。

本行政評価・監視は、8管区行政評価局（支局を含む。）、沖縄行政評価事務所及び11行政評価事務所が、平成16年8月から16年11月にかけて実地に調査した結果等に基づき、関係2府省に対して平成18年1月19日に勧告するものです。

概 略

背 景

- 高齢者、障害者等が安全で快適な社会生活を送れるよう、社会全体のバリアフリー化の推進が要請
- 平成12年、**交通バリアフリー法**（注1）制定
- 国は、同法に基づく**基本方針**（注2）において平成22年までにバリアフリー化を達成することとし、「**社会資本整備重点計画**」（平成15年閣議決定）において**19年度までのバリアフリー化の目標**を設定

（注1） 高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（平成12年法律第68号）

（注2） 移動円滑化の促進に関する基本方針（平成12年運輸省等告示第1号）



この行政評価・監視は、交通バリアフリー法に基づく**基本構想制度**（注3）を中心に、**関係施策の実施状況とその効果等について調査**

（注3） 移動円滑化に係る事業の重点的かつ一体的な推進に関する基本的な構想を市町村が作成（任意）。基本構想を作成した場合は特定事業計画の作成が義務づけられ、これに基づきバリアフリー化を推進

行政評価・監視の実施

調査の結果に基づき、以下の点について改善すべき事項を勧告

- 1 **基本構想制度の運営の見直し**
(効率的かつ有効に機能させるための措置を講ずること等)
- 2 **バリアフリー化率の実態把握の精度の向上**
(移動円滑化基準により実施するよう周知徹底すること等)
- 3 **新たな視点からの移動円滑化基準の充実**
(色覚障害者に対応した基準等の充実を図ること)



勧告先：国土交通省
国家公安委員会
勧告日：平成18年1月19日

- 勧告に基づく改善措置の状況については、勧告から6か月後及び1年半後を目途にフォローアップ

1 基本構想制度の運営の見直し

基本構想制度

特定旅客施設（1日当たりの利用者が5,000人以上の駅等）を有する市町村が、同施設を中心とする地区について基本構想を作成（任意）

バリアフリー化の目標

- 基本方針：平成22年までに、すべての特定旅客施設、特定経路（特定旅客施設と官公庁施設等との間の経路）を構成する道路及び信号機をバリアフリー化
- 社会資本整備重点計画：平成14年度 19年度
 - i) 特定旅客施設
 - 段差解消 39% ⇒ 7割強
 - 視覚障害者用誘導ブロック 72% ⇒ 8割強
 - ii) 道路 17% ⇒ 約5割
 - iii) 信号機 約4割 ⇒ 約8割

調査結果

- 該当市町村の6割で基本構想の作成が具体化していない

	平成16年10月 (556市町村)	17年10月 (539市町村)
・作成済み	29%	34%
・作成に着手又は近い将来作成予定	10%	6%
・作成時期が未定又は作成予定なし	61%	60%

- 基本構想未作成の市町村 (37) の理由
 - ・独自の施策で移動円滑化を実施中又は計画中 68%
 - ・財源が乏しい 19%
 - ・担当部署がない又は不明確 19%
- 基本構想未作成市町村は二極分化の傾向
 - ・人口規模が大きく、独自の施策によりバリアフリー化が進んでいる市町村
 - ・人口規模が小さく、バリアフリー化の推進体制や財政面の問題を有する市町村

- 早期（平成12年11月の法施行～13年度末）に基本構想を作成した市町村 (11) の方が、未作成市町村 (37) よりもかえってバリアフリー化率が低い

バリアフリー化率（15年度末）

事 項	早期に基本構想を作成済み	基本構想を未作成
特定旅客施設の段差解消率	47%	51%
〃 ブロック設置率	83%	84%
〃 身体障害者対応型便所設置率	33%	43%
道路のバリアフリー化率	30%	44%

基本構想制度が十分有効に機能しているとは言い難い

調査結果

基本構想の作成促進

- **セミナー**
市町村等を集め、基本構想の作成の意義等を説明
- **プロモーター事業**
基本構想の作成が具体化している市町村に出向き、ノウハウの提供、アドバイス等

- **セミナーの開催回数、参加者数とも急減**
 - ・平成14年度:14回(参加者数約1,600人)⇒15年度:11回(約700人)⇒16年度:4回(約300人)
 - ・セミナー初参加で基本構想未作成の市町村は33%のみ(16年度)
- **プロモーター事業の運用は趣旨に合致しておらず、効果も不十分**
 - ・ **派遣先**(平成15・16年度118件)の71%は事業の趣旨に合致せず
 - 〔基本構想作成済み:7%、小学校等:9%、特定旅客施設の有無不明:16%、基本構想の作成予定なし又は作成時期未定:40%〕
 - 基本構想を作成中又は15・16年度中に作成に着手予定は9%のみ
 - ・ **派遣効果は、派遣先市町村**(57、15年5月～16年10月)のうち、基本構想の作成に「着手」又は「作成済み」は9%のみ(16年10月)

セミナー及びプロモーター事業の運用は、効果的・効率的とは言い難い

特定事業計画の作成

- **基本構想が作成されたときは、公共交通事業者等、道路管理者及び都道府県公安委員会に特定事業計画の作成を義務付け**
- **関係機関は、特定事業計画に基づく事業を移動円滑化基準に適合するように実施**

- **特定事業計画の作成時期に関する定めなく、作成は低調**
 - ・基本構想作成済みの市町村(35)で、特定事業計画を作成済みは全268機関の44%(平成16年11月)
 - ・特定事業計画未作成の機関(151)の58%が、基本構想作成から2年以上経過(うち3年以上10%)
- **早期(平成13年度末まで)に基本構想を作成した市町村(11)の場合は、特定事業計画作成済みの方がバリアフリー化率が高い**
バリアフリー化率(16年11月)

事 項	特定事業計画作成済み	特定事業計画未作成
特定旅客施設の段差解消率	67%	38%
〃 ブロック設置率	89%	81%
〃 身体障害者対応型便所設置率	44%	29%
道路のバリアフリー化率	32%	27%

基本構想制度を有効に機能させるためには、特定事業計画の作成が重要

調査結果

連絡会議の設置

基本方針： 必要に応じ連絡会議を設置するなど、関係者が十分な情報交換を行い連携を図ることが必要

- 基本構想の作成後も連絡会議が継続設置されている市町村（18）では、特定事業計画の作成が進展（135機関の50%）
連絡会議が継続設置されていない市町村（17）では、特定事業計画の作成は低調（133機関の37%）
(平成16年10月現在)

基本構想作成後の連絡会議の継続設置が、特定事業計画の作成推進に重要

関係者の意見の反映

基本方針： 高齢者・身体障害者等の参画等により、関係者の意見が十分反映されるよう努めることが必要

- 基本構想作成後の連絡会議設置市町村（18）の50%で、高齢者・身体障害者等や特定事業実施機関が不参加（平成16年10月）

勧告要旨

国土交通省等は、基本構想制度を効率的・有効に機能させるため、当面、次の措置を講ずること
その上で、実態把握を行い、基本構想制度が有効に機能していない場合には、制度の在り方について見直しを行うこと

- ① セミナー及びプロモーター事業は、効率的・重点的に行うこと（国土交通省）
- ② 基本構想の作成から特定事業計画の作成までの標準的な期間を設け、この期間を超えてなお未作成の場合は早期作成の指導・助言を行うこと（国家公安委員会、国土交通省）
- ③ 基本構想作成後の連絡会議の設置の重要性や、連絡会議の構成員の範囲を明確にすること（国家公安委員会、国土交通省）

2 バリアフリー化率の実態把握の精度の向上

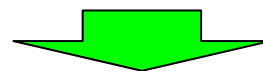
調査結果

社会資本整備重点計画

国土交通大臣等は、目標に照らして、毎年度の評価を行わなければならない。



- 特定旅客施設について公表されたバリアフリー化率(平成15年度末：段差解消率44%、ブロック設置率74%等)は実態と差異
 - ・ 段差解消済み施設(45)の9%
 - ・ ブロック設置済み施設(61)の8%
 - ・ 身障者対応型便所設置済み施設(27)の4% } は、移動円滑化基準を満たさず
- 道路について公表されたバリアフリー化率(平成15年度：約25%)は実態と差異
 - ・ 15年度の調査では、道路管理者に対し、移動円滑化基準により判断するよう通知していない
 - ・ 当省の調査対象市町村(74)のうち、移動円滑化基準により判断しているものは41%のみ
 - ・ 16年度の調査では、移動円滑化基準に基づき判断するよう通知はされたが、検証が行われておらず、実態を反映しているか不明
- 歩行者用信号機について公表された平成16年度末のバリアフリー化率(51%)は実態と差異
 - ・ 当省の調査対象市町村(17)のうち、
 - i) 特定経路上の全信号機を調査していないもの：6%、
 - ii) バリアフリー化済みの信号機と未済の信号機が混在している交差点について、一括してバリアフリー化済みとしているもの：24%



勧告要旨

国土交通省等は、バリアフリー化率の実態把握の精度の向上を図るため、次の措置を講ずること

- ① 公共交通事業者等及び道路管理者に対し、バリアフリー化率の提出について、移動円滑化基準により実施するよう周知徹底すること(国土交通省)
- ② 一交差点内にバリアフリー化済みの信号機と未済の信号機が混在している場合のバリアフリー化率の算定の方法を明確化するとともに、特定経路上の全信号機について調査を行うこと(国家公安委員会)

3 新たな視点からの移動円滑化基準の充実

調査結果

交通バリアフリー法の対象者

- ・ 高齢者、身体障害者等：
知覚機能や運動機能の面で日常生活等に制限を受ける者
- ・ 実態上、色覚障害者は、
法の対象者として想定されていない

- 色覚障害者は、推計325万人（男性312万人、女性13万人）
在宅身体障害者数（平成13年6月現在325万人）と同数
- 色覚障害者に**区別が困難な色面の組合せのみにより時刻表、路線図等の表示**が行われているものあり（当省の調査対象特定旅客施設（91）の5％）

色覚障害者でない人



色覚障害者の見え方
（赤を感じる機能に障害）



色覚障害者の見え方
（緑を感じる機能に障害）



- 色覚障害者及びその団体からの意見・要望
 - ・ 黒い背景に濃い赤色の色面の組合せのみの券売機等の表示は分かりにくい
 - ・ 色の組合せを変えるほか、**文字や図を用いて色覚障害者にも分かりやすく表示**してほしい

勧告要旨

国土交通省は、色覚障害者にも識別可能な色面の組合せでの表示又は色の組合せ以外の方法による表示を行うことを定めるなど基本方針、移動円滑化基準等の充実を図ること

[本件連絡先]

総務省行政評価局 国土交通担当評価監視官室

評価監視官 : むらかみ 村上 けんじ 堅治

調査官 : やました 山下 きみあき 公明

総括評価監視調査官 : のろ 野呂 よしき 義樹

上席評価監視調査官 : さいとう 齋藤 ひきお 壽男

電話（直通） 03-5253-5454

F A X 03-5253-5457

E-mail kans2038@soumu.go.jp